

子どもの権利擁護に関するワーキングチーム開催要綱

1. 趣旨

令和元年6月19日に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）附則第7条第4項において、子どもの権利擁護の在り方について、施行後2年後までに、検討し、必要な措置を講じるものとされた。

これを踏まえ、子どもの権利擁護に関する国内外の事例収集や課題の検討等を行うことを目的として、本ワーキングチームを開催する。

2. 検討事項

- (1) 子どもの意見表明を支援する仕組みの在り方
- (2) 子どもの権利を擁護する仕組みの在り方
- (3) その他子どもの権利擁護の在り方

3. 構成員

別紙のとおりとする。

4. その他

- (1) 本ワーキングチームは、厚生労働省子ども家庭局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本ワーキングチームには、構成員の互選により座長をおき、ワーキングチームを統括する。
- (3) 本ワーキングチームには、必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。
- (4) 本ワーキングチームは、原則として公開とする。
- (5) 本ワーキングチームの庶務は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課が行う。
- (6) この要綱に定めるもののほか、本ワーキングチームの開催に必要な事項は、座長が子ども家庭局長と協議の上、定める。

子どもの権利擁護に関するワーキングチーム
構成員名簿

(五十音順、敬称略)

| | |
|--------|-----------------------------------|
| 相澤 仁 | 日本子ども家庭福祉学会 理事 大分大学 福祉健康科学部 教授 |
| 池田 清貴 | くれたけ法律事務所 弁護士 |
| 栄留 里美 | 大分大学 福祉健康科学部 助教 |
| 榎本 英典 | 三重県 児童相談センター 子どもの権利擁護コーディネーター |
| 大谷 美紀子 | 大谷&パートナーズ法律事務所 弁護士 |
| 奥山 眞紀子 | 日本子ども虐待防止学会 理事長 |
| 川瀬 信一 | 千葉県生実学校星久喜中学校分教室 教諭 |
| 久保 健二 | 福岡市 こども総合相談センター こども緊急支援課長、 弁護士 |
| 桑田 朋子 | 東京都 福祉保健局少子社会対策部 子供・子育て計画 担当課長 |
| 田中 由美 | 大阪府 福祉部子ども室 家庭支援課 課長 |
| 永野 咲 | 昭和女子大学 人間社会学部 助教 |
| 中村 みどり | Children's Views & Voices 副代表 |
| 堀 正嗣 | 熊本学園大学 社会福祉学部 教授 |
| 前橋 信和 | 関西学院大学 人間福祉学部 教授 |